

『ところ消費生活塾』受講者募集

高額な振り込め詐欺や商品の不適切な表示など消費生活に関する様々な問題が発生する中、消費生活の分野に関して、必要な基礎知識や最新の情報をテーマとした講座を開催しますので、関心のある方は、お気軽に受講ください。

日▽10月27日（火）14時30分～15時40分  
所▽役場1階 会議室  
テーマ▽『保険の見直し』  
講師▽上村正子氏  
定員▽若干名 〆▽無料  
申前日までに役場住民課生活環境係（574）2213へご連絡ください。

※次回は11月24日（火）、テーマ…投資「株式入門」

問役場住民課生活環境係（574）2213

人権相談について

人権とは、人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が持っている権利ですが、現実には人権をめぐる様々な問題（DV、いじめ、差別、離婚、隣近所のもめごとなど）が起きており、これらを解決するため、人権擁護委員が皆さんの相談に応じます。相談内容の秘密は守られますので、困りのことがありますしたら、一人で悩まずにご相談ください。

日▽10月8日（木）13時30分～16時  
所▽役場1階会議室

その他

工事のお知らせ

林道平和線は、橋梁補修工事のため、次の期間、一時通行止めとなります。

期問▽令和9年2月19日（金）まで

時間▽終日



問役場産業課林政係（574）2217

ヒグマに注意！

農作物が収穫期を迎え、外での作業が多くなる中、ヒグマとの不意の遭遇に十分注意してください。また、ヒグマを目撃した場合は、役場産業課に跡を見つけた場合は、役場産業課に

運転免許更新時講習について

日▽10月1日（木）  
▽優良13時15分  
※受付は30分前から行います。

所▽える夢館2階視聴覚室  
対▽公安委員会から送付された更新連絡書により、池田警察庁舎で更新手続きを終了された方

詳細▽豊頃町で行われる講習月は偶数月▽区分は「優良」（13時15分）  
▽「一般」または「初回」を受講される方は、池田会場等で受講してください。

▽次回の講習予定は12月3日（木）です。

犬のフンは必ず持ち帰ってください！

犬のふん尿について苦情が寄せられています。

犬を散歩する時は、必ずリードを付け、飼い主の責任においてフンは必ず持ち帰り処理をしましょう。

また尿についても、水で流すなど配慮をお願いします。

犬のふん尿で、公共の場所や他人の敷地などを汚すことは絶対にやめてください。

問役場住民課生活環境係（574）2213

連絡してください。

【注意事項】

- 一人での作業は避け、複数で鈴やラジオ等の音を出しながら作業しましょう。
- ヒグマの行動が活発になる朝方と夕方の作業は特に周囲に気を付けましょう。
- 誘引する生ごみや野菜等の廃棄物等は適切に処理しましょう。
- ヒグマに遭遇した場合は、大声を出さず、クマに背を向けず、ゆっくりとその場を離れましょう。

狩猟期間中における道有林への入林自粛について

エゾシカ狩猟期間中（地域によって異なりますが、多くの地域では10月1日から3月31日まで）は、多くの狩猟者が道有林へ入林します。

狩猟に伴う事故防止のため、この期間の狩猟目的以外での入林は控え、ご注意ください。

エゾシカによる森林等被害を低減するため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問▽北海道水産林務部森林海洋環境局  
道有林課道有林管理係  
011（204）5519  
▽十勝総合振興局森林室  
015（576）2165

殺そ剤空中散布実施のお知らせ

森林に被害を及ぼす野ねずみの駆除を目的として、ヘリコプターによる殺そ剤の空中散布を実施します。で、ご理解とご協力をお願いします。

散布日時  
▽10月中旬から11月上旬までのうち3日間程度。時間はおおむね午前8時から午後3時まで。

※天候等により日程が変更される場合があります。

散布区域▽豊頃町内の森林（針葉樹…1年生～15年生）

殺そ剤  
▽リン化亜鉛1%粒剤で、農薬取締法による登録を受けている農薬

実施者

▽豊頃町  
▽十勝広域森林組合豊頃事業所  
▽北海道ニッタ（株）  
▽十勝総合振興局森林室  
問▽役場産業課林政係（574）2217  
▽十勝広域森林組合豊頃事業所  
015（574）2126  
▽北海道ニッタ（株）  
0155（54）2206  
▽十勝総合振興局森林室  
015（576）2165

くりりんセンター休館日のお知らせ

10月12日（月）は、くりりんセンター点検整備のため、休館日となります。ごみの持込みはできません。

問十勝圏複合事務組合くりりんセンター（帯広市西24条北4丁目1番地）  
0155（37）3550



税金

家屋異動調査を行います

家屋異動の調査を実施しますので、該当される方は直接お電話でご連絡、または役場窓口までお越しください。

新築・増改築家屋▽令和8年1月2日から現在までに、新築または増改築をした建物および現在建築中または建築予定で令和9年1月1日までに完成見込みの建物。

滅失家屋▽令和8年1月2日から現在までに、取り壊した建物または令和9年1月1日までに取り壊す予定の建物。

所有者が変更した家屋▽売買、相続、贈与などで所有者が変更した建物。

家屋の種類▽居宅、店舗、事務所、車庫、物置、畜舎、倉庫等すべての建物。

その他該当家屋の評価に係る実地調査の日程については、後日個別に連絡します。

問役場住民課資産税係（574）2213

10月15日（木）～31日（土）秋の全道火災予防運動を実施します

【統一標語】

『火の確認いい日を支えるいい習慣』

これからの時期は、朝晩の冷え込みが日ごとに増し、ストーブなど暖房器具を使用する機会が多くなり、住宅火災などが多く発生してきます。

火災によって失われるものは、家や家財ばかりでなく、時には尊い命までも失ってしまいます。悲惨な火災を未然に防ぐため、消防署では秋の全道火災予防運動を行います。

家族や職場では火災の発生を想定し、通報・避難・消火方法等について話し合っておきましょう。

【重点目標】

①地震火災対策  
感電ブレーカーを設置しましょう。

②住宅防火対策  
住宅用火災警報器を設置し、適切に管理しましょう。

コンセントなどからの電気火災に注意しましょう。

③林野火災予防対策  
林野周辺では火気の取扱いに気を付けましょう。

【期間中サイレンを吹鳴します】  
火災予防運動期間中、防火意識の高揚のため、午前7時から30秒間サイレンを吹鳴します。

問豊頃消防署（574）2310